

第5回柳瀬川・空堀川流域連絡会(第7期)(全体会)

日 時 平成25年11月6日(水)14時00分～15時18分

場 所 北多摩北部建設事務所2階第1、第2会議室

出席者 都民委員 10名
団体委員 4名
行政委員 8名
事務局等 3名

配布資料 1 次第
2 平成25年度工事の概要について
3 清流復活事業のあらまし
4 河川の水量確保を目的とした空堀川下流域の地下水環境調査(2)
5 改正水防法のポイント
6 本来のみずみち
7 第6回 いい川・いい川づくりワークショップ
8 環境保全の下で
9 議事録(第3回)
10 議事録(第4回)

議 題 1 開会
2 挨拶
3 議題
1)平成25年度工事の概要について
2)報告等
①玉川上水・野火止用水について
②河川の水量確保を目的とした空堀川下流域の地下水環境調査(2)について
③改正水防法のポイント
3)各分科会に別れ主要テーマについて意見交換会
【河川環境分科会】
・植生調査を含む河川内の生物調査について
・河川余地への植栽について
・新たな維持管理について
【水循環分科会】
・水量の確保について
・御成橋ワンドの継続管理について
・東大和地区の河川工事について
④合同分科会

各分科会の意見交換内容を報告

⑤その他

⑥閉会

【 議事要旨 】

● 全体会

【開会】

(事務局) 定刻になりましたので、ただいまより第5回柳瀬川・空堀川流域連絡会を開催いたします。
まず最初に、お手元にお配りしております配付資料の確認からさせていただきます。(資料確認)

以上でございますけれども、大丈夫ですか。

それでは、次第に沿いまして始めさせていただきます。

まず最初に、挨拶を座長からよろしくをお願いします。

【挨拶】

(座長) 改めまして、皆さん、こんにちは。陽気も涼しくというか、大分寒くなりまして、お風邪を召している方もかなりいるように見受けられます。

さて、私どもの関係しております災害が実は大島でありまして、既に3週間たっております。私どもの課の職員も災害の支援、応援に行っているということで、非常に大きな災害があったということで、局を挙げて、都を挙げて対応しているという状況でございます。一方、私どもこの柳瀬川・空堀川につきましても、大島の災害前後で台風豪雨等に見舞われまして、一時的にかなりの豪雨、流量もあったということでございます。ワンドも水がかぶったり、金山調節池にも水が入ったりというような状況もございました。

第5回ということでございますので、きょうはメニューがいっぱいありますが、時間の許す範囲の中で、また活発な御意見を出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(事務局) それでは引き続き、進行を座長、よろしくをお願いします。

【議題1：平成25年度の工事概要について】

(座長) それでは、お手元の次第でございます。きょうは議題が3つあります。それから分科会に分かれての意見交換ということになります。予定が4時までということでございますので、何とか2時間の範囲でおさめるように御協力をお願いしたいと思います。

それではまず、1)平成25年度工事の概要でございます。これは既に現場視察ということで部分的には見ていただいたところを、もう少し具体的に、こんな内容で施工するというお話でございます。では、よろしくをお願いします。

(事務局) 私のほうから、最初にお配りしております平成25年度工事の概要についてということで、A4の紙が表紙に1枚ついて、A3の紙が4枚つづられておりますので、こちらの資料を使って説明をさせていただきます。

【配布資料2】平成25年度工事の概要について (説明)

(都民委員) 済みません。今の最上部のところですけども、この角の三角の部分は藤棚があるところですか。

(事務局) そうですね。

(都民委員) そこは具体的にどうなるんですか。

(事務局) 今、河川管理用通路として連続させていく必要がありますので、上流側はかなり高台になっていまして急勾配になっている関係がありますので、少しカーブを持ちながら、新しく今でき上がっている調節池のほうにおいていくような形で通路を整備してまいります。

(都民委員) 今藤棚があって、その前に道がかなり右岸側に曲がっていていますよね。それはどうなるんですか。

(事務局) 今回、工事に伴いまして一部壊すというか、上に土を盛ったりして上流側の通路とすりつけるような形で検討しています。

(都民委員) 斜路みたいな形になるということですね。

(事務局) そうですね。

(都民委員) 済みません。

(事務局) 続きまして、4番目の空堀川整備工事(その71-2)の内容を説明させていただきます。

【配布資料2】平成25年度工事の概要について(説明)

以上でございます。

(座長) ありがとうございます。幾つか一遍に説明させていただきましたが、途中でもありましたが、いろいろ御質問等、御意見等がありましたら伺いたいと思います。

(都民委員) 特に66の庚申橋の調節池は、暫定的に複断面になった下の部分を今使っていると思うんですけども、これについては6期のときに私のほうからそういう提案をして、途中で瀬とか淵みたいな形にしていだけないかという提案をしていると思うんですけども、それについては何も御説明がないんですが、それは全く無視するということですか。この状態ですと、真ん中、中央に本当に滯筋を固定してしまうような格好になるんです。それではやはり自然な川に戻るといことは考えられないと思うんです。相変わらず排水路状態で、この状態で例えば10年、20年たって自然な川の状態になるかという、私はちょっと無理だと思いますし、66の部分については、下に横に3本線があると思うんですけども、コンクリートを打っているんですよね。厚さが15センチだったかな。きょうはメモを持ってきていないのでうろ覚えですけども。そうすれば、粘土張りをあえてする必要性というのは逆にないかと思っております。

(座長) 今の件は、空堀川整備工事(その66)、庚申橋調節池のところですね。今、〇〇委員の御質問は、以前、第6期のときに淵の形成、また、粘土張りもあるけれども、下にコンクリート張りがしてあるので粘土張りは要らないのではないかという2つの御質問ということでよろしいでしょうか。この辺はどうでしょうか。

(事務局) 滯筋の形成という意味では、覆土した部分の中で粘性土の上に土を設けて、この中で自由度があるのではないかと考えておきまして、そういったところを利用して、少し水の流れが蛇行してもらいたいことを期待したいなと思ってこのような形をつくっております。

(都民委員) 私の意見は、この程度では滯筋が動ける範囲が少な過ぎる。今の考え方はみんなそうですね。例の河川協会から出たハンドブックにもあるように、両側の護岸はむしろ緩傾斜にしないで立てて、動ける幅を広くするというのが自然の川に戻る一番の方法ですと。この程度の幅ではほとんど動く余地がないですよね。下の幅は、これは現況のは何メートルでしたか。数字が入っていないからわからないですけども、私は今の複断面の下側の護岸の天端を1メートル

ルぐらい壊して、動ける幅を広げるべきじゃないかという提案を差し上げたはずなんですけれども、それが今の考え方といますか、技術水準の中では、国交省はそれに従ってやるということになっていますよね。その辺がどうも、東京都さんの考えが私はわからないんです。

(座長) ○○委員の話は、複断面、この右下の断面でいきますと、下側の今現存するブロック積みの上のほうを少し壊したらどうかというお話ですか。

(都民委員) そうすれば動ける範囲が広がるだろうと。

(座長) そうすると滞筋の自由度が、川の流れに従っていろいろくねくね行く場合もあるのではないかという話ということによろしいんですか。

(都民委員) そうですね。今のままではこの範囲でしか動けないですから、もう完全に固定されてしまって、直線状に水が流れるだけですから、そんなところに魚はすめないですよ。流速が速過ぎて。

(事務局) 大変申しわけないんですけれども、コンクリート構造物としてつくっているところもございまして、つくった構造というのが将来的なものも見据えてつくったものでございます。既につくられたものについて壊すということがなかなか厳しいということもございまして、今回はこの覆土部分の中で動かしたいという思想でやっております。

(都民委員) そういうお考えは、40年ぐらい前の技術水準ではそれでよかったと思うんですけれども、これができてからもう20年以上たっていますよね。その当時の考えならいいんですけれども、これからこの川は50年とか、場合によっては100年ぐらい使うわけですよ。それを見据えるとやっぱりそのお考えというのは先を見ていない考えで、20年たてば技術水準も変わりますし、河川の基準も全然変わっているわけですよ。それがちょっと、私は土木屋の一人としては納得できないんです。例えば今の河川拡幅の都市計画決定なんて40年前ですよ。その当時はそれでよかった。それから20年たってこれをつくりました。それから今になって、これからどうするかという考え方を持っていただかないと、過去につくったから一切壊せません、改善できません、それはやっぱりおかしいんじゃないですか。今後のことを考えてやっていただかないと、河川構造物は結構寿命が長いんですよ。

(座長) ○○委員の御意見ですが、○○委員、申しわけありませんが、ほかに。

(都民委員) 同感です。

(都民委員) 日常の水量がある程度確保できれば、○○委員がおっしゃるとおり、断面を広げれば水が揺れるけれども、水が少ないと逆に余り効果が、意味がないのではないかと思います。

(都民委員) 結局、滞筋が変わるといのは、常時の流れといのは、現状ほとんど森永さんからの水しかなくて非常に少ないわけです。ですから、それで滞筋が変わるといのはあり得ないですね。洪水のときに初めて滞筋が変わるんです。

(都民委員) だから、逆に広げても余り水が、水流が揺れるほど……。

(都民委員) 洪水のときに、そういう滞筋が変わっている。私も、空堀川をもう20年ぐらいずっと見ていますけれども、大水があると、こっち側へ流れていたのが反対側へ行くとか、あるいは二股に分かれるとか、それは見えていますよ。やっぱりそういうときなんです。常時の水ではなりません。

(副座長) これはかなり時間をとらないといけないような気がするんです。ですから、今は、全体会の中での工事の説明ですから、その範囲でとどめていただいて、分科会なり別のところで深い議論をしたほうがいいんじゃないかと思っております。

(都民委員) じゃ、そうしてください。

(副座長) それから、前提として、その66の話なんですけど、およそこの整備区間については、懇談会を昨年から4回やっているわけです。その懇談会は、ことしの2月に第4回の懇談会、最終懇談会ですが、そこでまとめ案というのが提案されたんです。それで全く終わってしまって何の報告もされていないというふうには私は記憶していますが、それでよろしいですか。これは〇〇さんにお伺いします。

(事務局) 現在、おおむねまとめができたところをごさいます、昨年度のことについては、まとめをして、その中で粘土張りをするとかそういう意見については反映させて、今年度工事を実施するということ考えているものです。まとめとしては、ほとんどでき上がっている状況でして、近いうちに関係された方々にまず説明させていただくということで整理をしているところをごさいます。ちょっと作業がおくれているところをごさいます、そういったところです。

(副座長) 今初めてそれを知ったわけです。要するに、懇談会は4回行われたけれども、説明責任が完全には果たされていないんです。その説明責任が完全に果たされていない中で、今この工事の説明があったという経過ですから、そういう意味では、まず説明責任をしっかり果たしていただくということと、きちっと議論をする場を設けると。少なくとも流域連絡会の水循環分科会の中では、大きなマターになるのではないかと理解しておりますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(座長) そちら辺につきましてはどうでしょうか。全体の流れです。事務局、懇談会の話というのはもうちょっと具体的にどういう形で、どういうお話ができますか。

(事務局) 懇談会の成果の取りまとめというのを今やって、もう少しで出せるというところになるんですけども、そういったものを次回かその後かちょっとあれですけども、流域連絡会でも御報告をさせていただくと。

(副座長) では、一言。そういう状況ですから、私は順序が逆じゃないかと。しっかり説明責任が果たされて、納得された上で工事の説明がされるべきであって、それがされない、これからどうしようか、いつやるかということがまだ明確にされていない中で、あたかも工事を進めるということで、もう工事日程も予定工期が平成27年3月と書いてあるわけですけども、そういう格好で説明されるというのは、順序が逆じゃないかという印象を持っています。これは意見になりますけれども、いずれにしても、別の機会に場を設けてもらって、深い議論を進めていただくことが必要ではないか。きょうの全体会の中では時間に限りがありますので、そのようにお取り計らいいただければと思います。

(団体委員) おおよそ河床幅は20メートル以上あると思うんですけども、河床の中にこれだけの構造物をつくるというのは、これは分科会の問題ではなくて、やはり流連としてこれからの川のつくり方の方針として、みんなで合意形成していかなければいけない問題じゃないかと思えます。確かに水を流すことに粘性のものを張るということは、それは6期でも話し合いがあったんですけども、粘性を張ったものに対しての効果とかはまだ出ていないように思うんです。ですから、これだけの構造物をつくらうという予定があるのでしたら、流連の中で全体会の中で意見交換してもいいんじゃないかと思えます。

(座長) 事務局、時間的に、次回の説明とか、懇談会も含めての説明というのはどうでしょうか。

(事務局) 可能な範囲で、次回説明を。

(座長) 懇談会のまとめもかなりおくれているわけですけども、方向性を出したまとめということで

は、次回お話をここにまた改めて出すということでしょうか。

(都民委員) 6期の委員については、ある程度、北北建さんの考え方というのは、この期間、資料はいただいて説明は1回いただいたんですけども、ちょっと私は前回欠席して申しわけないんですが、7期の新しく委員になられた方に対してのそういう説明というのはあったんですか。

(座長) まだですね。

(都民委員) それをまずしていただかないと、我々は議論できないですよ。

(座長) 旧川の扱ひも、懇談会の中ではいろいろ意見交換をしてもらったという中でこの部分は、新川本川部分の粘土張りというものですので、全体ということでいくともうちょっと内容、規模も多いのかなと思います。

では、次回具体的話をさせていただくということでしょうか。それと、副座長の〇〇委員からありましたので、細かい話については分科会での議論もあろうという話、それから、〇〇委員のほうでは、そもそも話であれば全体会の中での議論もするべきではないかという御意見もありましたので、ここら辺は両刀遣いといいますか、内容によっては全体会、物によっては分科会というような見方でどうですか。

(副座長) そうしないと議論が進まないんじゃない。

(座長) 全体でやっても時間ばかりかかってしまう、個別具体のいろいろなお話もできない部分もあると思います。と言いつつ、施工ということでいくと、実は予算がついていて工事を出さなくてはいけないというのも実は事務局のほうはあるわけですよ。この工事のきょうのお話のところは。

(事務局) はい。

(座長) ということもありますので、そこら辺も踏まえて、今言った全体あるいは分科会ということ意見交換をしていただくということでしょうか。

(都民委員) 今言われた7期ですから全然わからないんですが、非常にピュアな意見で申しわけないんですが、こういうものを見せてもらって、これだけの工事をやりますと。先ほどの話の中で、いついつに完成とこういう予定が立っているのに、この工事は一体何ぼでやっているのと、要するに予算が書いていないんです。でも、今座長が言われた中には、予算が立っていて発注をしなければいけない。ということは、線路の上をどんどん走っているのに説明というか、我々がこんなところへみんな集まってああだこうだ言っている、もう列車はどんどん先へ行ってしまふということなんですね。

僕はきょう来たらしゃべろうと思っていました。水の件で、後からやりますけれども、皆さん気づいていらっしゃるかどうかわかりませんが、先ほど大島のお話がありました。災害があって雨がたくさん降って川に水が流れました。でも、きょうまで瀬切れしていないんです。なぜでしょう。もう3週間ぐらいずっと水が流れているんです。なぜ水が流れているのか、皆さんまずそこから、川のシステムとか、何でだろうとか、そこからやっつかないかと、机の上ばかりでこうやってお話が出ていて、それも予算が立って、計画が立って、既定路線がどんどん走っていて、説明だけ後から追いついてくる。じゃ、この流連、僕らがここへ来てみんなで集まって話しているのはパフォーマンスなのかなと。先ほど〇〇委員が、前期に言ったことが何も反映されていないけれども、どうしてと。僕はそこに非常に共感します。だから、お話し合いだとか、説明だけじゃなくて、もうちょっと実のあることができないのかなと。

皆さん、あ、水が流れているよと見ていらっしゃると思うんです。

(座長) 今の御意見もいろいろ踏まえまして、先ほど言ったように分科会、あるいは全体会で意見交換していただくということで。

(都民委員) 交換はいいんだけど、結果が出ないとね。

(座長) そこら辺もお話をさせていただいて、またそれをフィードバックできるものは事務局なり、行政側として、していくこともあると思いますので。

では、工事についてはそんなことでよろしゅうございますか。

異議なし

【議題2：報告等】

(座長) 次、報告などということで3つほどございますが、これは事務局、どうでしょうか。

(事務局) まず、①の玉川上水・野火止用水についてということでございますけれども、これは前回の水循環分科会でとりあえず玉川上水から調べていこうじゃないかという御意見がありましたので、きょう、清流復活事業のあらましという形でお出しすることになりました。御存じの方もいらっしゃるかと思うんですが、この清流復活事業というのは、鈴木都知事の時代、マイタウン東京構想の中の1つの事業でございます。当時は都財政が今よりは比較的豊かだった時代でございます、環境整備にお金が結構張りついた時代でございます。

【資料3】清流復活事業のあらまし（説明）

現状といたしましては、こんな状況でございます。

(都民委員) 今の説明に関して、8の環境保全の下でという資料を私は一緒にして東京都に送ったはずなので、これは分かれている資料ではないんです。だから、今の清流復活事業のあらましのところ……。

(座長) そこら辺も含めて全部説明してください。

(都民委員) それも含めてこの資料が解説しているので、一緒に扱ってほしい。

(座長) なので、一緒に全体の話をしてください。〇〇委員からの提供もあったということをおっしゃってください。

(都民委員) 僕の名前は出さなくていいけれども、これはセットになって読まないで、別々だったら中身がよく見えないんです。一緒になって初めて、この事業のあらましの中を8の資料が説明しているんです。

(事務局) 一応読みまして、簡略的にまとめますと、今説明した内容なんですけれども……。

(都民委員) それならこの8は要らないですよ。

(事務局) 資料としては〇〇委員からの提供がありましたので配付させていただきましたけれども、お時間のあるときにお読みいただきたいということでおつけしたところです。

(都民委員) 時間があつたらじゃなくて、今の説明の資料とこれはセットなんです。これは表紙をつけていないのはまずいんですけれども、一番最後に奥付をつけてありまして、これは「野火止用水」という本の一部分を抜粋したものなんです。本当はこれを表に出すべきだったんでしょうけれども、これはセットになっていて、今の野火止用水はどういう水がどのように流れているのか。それは、こういう清流復活事業のあらましの水が流れているんですよということがこれに書いてあるんです。どれぐらいの流れなんですよということも書いてあります。若干古い資料ですから、今おっしゃったように1万5000トン、1万トン……。

(事務局) そうなんです。流量的にこれも出てくるんですが、この本を書いたときは、恐らく清流復活事業が終わった段階の流量なんです。流量的には、先ほど言いましたように減ってきておりますので、最新の流量として御説明した次第です。経緯的には大まかに間違っていないのかなと思っています。

あと、野火止用水ができた経緯というのは……。

(都民委員) 経緯の部分は、これは外してあるんです。今の水の流れの部分だけをとったわけで、別に分けてやる資料ではなくて、3と一緒にいいのではないですかということを言っているんです。

(事務局) そうですね。その辺は……。

(座長) カラーの横の清流復活事業のあらましと、8の「野火止用水」、ここのペーパーは〇〇委員から提供していただいたものです。経緯と具体的なルートという形のセットの話ということですね。

それから、今事務局からもありましたが、現状の流量については、平面図の水色の玉川上水のほうには1日1万5000立米流しています。野火止用水については1日1万立米流しているということですね。3600で割ると1秒間に何立米流れるという計算になると思いますが、そんな計算、見方をさせていただくということと、この「野火止用水」に、過去の清流復活事業等の経緯が書いてあるということでございます。〇〇委員、そんなところでよろしゅうございますか。

(事務局) 説明不足で申しわけございません。

(都民委員) 質問よろしいですか。これを送るのに、多摩川上流水再生センターから小平まで送っているのは多分ポンプアップだと思うんですけども。

(事務局) そうですね。導水ポンプ所から。

(都民委員) その費用というのは、今はどこが負担されているんですか。環境局ですか。

(事務局) 聞くところによりますと、市町村の分担金も入っているというふうには聞いております。所管は下水道局です。

(都民委員) 下水道局のほうは費用が出ていくわけですね。それは下水道局で負担しているのと、各市町村なんですか。

(事務局) はい。

(都民委員) 今、野火止と玉川を足して2万5000トンですけども、多摩川上流処理場から出る水は2万5000トン。

(事務局) いや、その辺もちょっと説明不足ですけども、ほとんどが多摩川に2次処理水を流しています。その一部を3次処理して玉川上水と千川上水にポンプ圧送しているということです。

(都民委員) 2次処理水は何万トンぐらいありますか。

(事務局) ちょっとそこまでは……。

(都民委員) ということは、まだ十分に余裕があると。

(事務局) そうですね。2次から3次までの量というのは、ほとんどが多摩川に流しています。とはいっても、3次処理するのに費用がかかりますから。

(都民委員) もちろんそうですけども、流量的には余裕がある。

(座長) 数十万トンだったと思います。

(事務局) ほとんどが多摩川に流しています。その一部です。

(都民委員) この資料によると、80%は多摩川に流していると書いてある。

(座長) 多摩川上流処理場は昔の名称ですが、ここはいわゆる昭島から上流の多摩川流域の下水の処理場です。ですから、一番上流だと今、奥多摩町からの下水が入っていると思います。それから、あきる野も入っていましたか。奥多摩、青梅、羽村、福生、瑞穂、昭島。

(団体委員) 多摩川に放流している場所は、多摩大橋の上ですか。

(座長) この多摩川上流処理場の一番下流のところに放流渠がありますので、橋で言うと多摩大橋でしたか、あそこに放流渠が。

(団体委員) 毎日物すごい量が出ている。

(座長) 樋門があると思いますが、そこです。ここは分流式下水道ですから、雨水は別です。数字的にはそんな数字が流量的には流れているということです。

続いて、時間もあれですのでお願いします。

(事務局) 続きまして、②の河川の水量確保を目的とした空堀川下流域の地下水環境調査(2)です。これは第6期の第10回に報告したときの続報でございます。平成25年版になっておりまして、発行されたばかりで、まだホームページに掲載されておりません。前回御説明したのとの違いは、調査区域を上流側に1.5キロメートル拡大したという内容になっています。具体的に言いますと、柳瀬・空堀川の合流点の境橋から野行橋までが前回の調査だったんですが、それよりさらに上流に、丸山橋付近まで調査範囲を広げた成果となっております。

【資料4】河川の水量確保を目的とした空堀川下流域の地下水環境調査(2) (説明)

(座長) 今、水量あるいは地下水位ということに対しての今回の資料ということでございます。こちらを分科会のほうでまた1つの内容にして御議論していただくというパターンもできるのかなと考えております。

続きまして、③の改正水防法のポイントということでお願いしたいと思います。

(事務局) 改正水防法のポイントということで、前回〇〇委員から情報をいただきまして、これを次回説明したらどうかとおっしゃられまして、きょう御説明する内容でございます。

【資料5】改正水防法のポイント

(座長) 改正水防法について、何か御質問等ございますか。水防法というのは余り縁がないのではないかと思います。ただ、我々北北建も、この水防というのは、大雨洪水注意報が出たときには体制を組んでおります。職員を勤務させております。これは土日限らず、大雨警報が出たときはそれはなぜかという、この水防法という法律に基づいて水防計画をつくっていきまして、それに基づいた体制を組んでいます。具体的には市町村との情報交換、あるいは川があふれて溢水したときの土のう積みだとか、そういった手だてを県と東京都、あるいは市町村との責務は違いますが、そういった水防活動をしていくという具体的内容を定めたのが水防法で、その中でいろいろボランティア、自治体にも協力をしていただけるというような項目も追加されたということでございます。

では、報告事項は以上ということで、あとは資料の説明はよろしいですか。

(事務局) 配付資料でいきますと、6、本来のみずみち、7、第6回いい川・いい川づくりワークショップということで、これは副座長のほうから何かコメントをいただければ。

(副座長) 時間が押していますので、ごく簡単に触れさせていただきます。

【資料6】本来のみずみち (説明)

【資料7】第6回 いい川・いい川づくりワークショップ (説明)

(座長) ありがとうございます。全国のいろんな団体に取り組んでいる事例の発表、コンクールですね。

いろんな形で参考になる部分もあろうかと思しますので、今後の特に分科会等での参考になる部分も注目していただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3番目の分科会に分かれての主要テーマについての意見交換ということで、これからは分科会に分かれるということによろしいですか。

(事務局) 前回と同じように、向こう側が水循環で、こちらが河川環境ということで、ネームプレートをお持ちになって移動していただければと思います。机の配置がえをしますので、御協力をいただければと思います。よろしくをお願いします。

【議題3：各分科会での意見交換会】

この他、各分科会での意見交換内容の報告として「合同分科会」、「その他」、「閉会」などが予定されていたが、水環境分科会で予定時間を超過したため、上記の残りの議題の意見交換等を行われなかった。